

# 安全法令ダイジェスト 改訂第7版

テキスト版 2019年11月20日3刷 訂正箇所

※第4刷より反映させていただきます。

## ■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### P 9 7 脚立足場の構成例の枠外下に追加

【追加】●脚立足場の組立て・解体又は変更には特別教育が必要

### P 1 7 8 酸素欠乏の状態 左から4つめ（10%）の解説

【訂正前】（吐物が気道閉塞で窒息死）

【訂正後】（吐物が気道閉塞で窒息死）

### P 2 3 4 赤字部分変更

工種	作業内容(適用範囲)	配置する 担当者・有資格者	準拠条項	必要な資格			事業者による指名 ・選任等
				免許	技能 講習	特別 教育	
クレーン等の運転	つり上げ荷重 5t 以上の揚貨装置の運転	揚貨装置運転士	安衛令20条2号 安衛則41条	○			
	つり上げ荷重 5t 以上のクレーンの運転	クレーン・ デリック運転士 (旧クレーン 運転士及び クレーン限定 含む)	安衛令20条6号、 ク則22条	○			
	〃 の床上運転式 クレーンの運転※1		ク則224条の4	○			
	〃 の床上操作式 クレーンの運転※2	床上操作式 クレーン	安衛令20条6号、 ク則22条		○		
	〃 の跨線テルハの運転	跨線テルハ	安衛則36条15号 クレーン則21条			○	
	つり上げ荷重 5t 未満のクレーンの運転	クレーン	安衛則36条15号 クレーン則21条			○	
	つり上げ荷重5t以上の移動式クレーン の運転	移動式 クレーン 運転士	安衛令20条7号、 ク則68条	○			
	つり上げ荷重 1t 以上 5t 未満の移動式 クレーンの運転	移動式 クレーン	安衛令20条7号、 ク則68条		○		
	つり上げ荷重 1t 未満の移動式クレーン の運転		安衛則36条16号			○	
	つり上げ荷重 5t 以上のデリックの運転	クレーン・ デリック 運転士 (旧デリック 運転士含む)	安衛令20条8号、 ク則108条	○			
	つり上げ荷重 5t 未満のデリックの運転	デリック	安衛則36条17号			○	
	積載荷重250kg以上、ガイドレールの 高さ10m以上の建設用リフトの運転	建設用リフト	安衛則36条18号			○	
	エレベーターの運転	エレベーター	クレーン則151条				○
	クレーン等運転のための合図	合図者	クレーン則25条				○
玉掛け作業	つり上げ荷重 1t 以上のクレーン、移動式 クレーン、デリックの玉掛け※3	玉掛け者	安衛令20条16号、 クレーン則221条		○		
	つり上げ荷重 1t 未満のクレーン、移動式 クレーン、デリックの玉掛け		安衛則36条19号 クレーン則222条			○	

**P 2 7 6** コラム番号

【訂正前】 ⑩

【訂正後】 ⑨

**P 2 7 9** 索引「く」

【削除】 グリップ…205

**P 2 8 0** 索引「こ」

【訂正前】 高所作業車…80,262

【訂正後】 高所作業車…80,268

**P 2 8 0** 索引「こ」厚生労働大臣届の下に追加

【追加】 構造部材…220

**P 2 8 0** 索引「さ」

【訂正前】 再下請負通知書…212

【訂正後】 再下請負通知書…214

**P 2 8 6** 索引「も」

【削除】 木造部材…220